誓　　約　　書

ものづくり革新総合支援事業（省エネ生産設備更新型）の採択申請にあたり、次のことについて誓約いたします。

１．国税及び地方税について

（以下の該当する項目の番号を○で囲んでください。）

（１）申請日現在における国税及び地方税の滞納はありません。

（２）申請日現在において以下のとおり滞納がありますが、今後、課税庁の了承した納入計画に基づいて納付します。また、このことについての調査を貴職が行っても異議はありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 税金名 | 課税年度 | 納期 | 納税額(千円) | 今後の納付計画 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　課税庁が認めた納入計画を添付してください。

２．県及び公的金融機関等からの融資について

（以下の該当する項目の番号を○で囲んでください。）

（１）申請日現在において県及び公的金融機関からの融資は受けていません。

（２）申請日現在において県及び公的金融機関からの融資を受けていますが、債務の不履行はありません。

（３）申請日現在において以下のとおり債務の不履行がありますが、今後、債権者の了承した返済計画に基づいて返済します。また、このことについての調査を貴職が行っても異議はありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 債権者名 | 借入年度 | 納期 | 不履行額(千円) | 今後の返済計画 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　　※　債権者が認めた返済計画を添付してください。

３．反社会的勢力の排除について

次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

四　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

五　総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

六　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮想し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

七　特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繫がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

八　前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

年　　　月　　　日

秋田県知事　　　　　　　　　宛

 住　　　　所

 名　　　　称

 代表者職氏名